

大学見本市 2026～イノベーションジャパン参加規約（出展機関）

第1条（適用）

本規約は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」といいます。）が開催する「大学見本市 2026～イノベーションジャパン」および同公式サイト（以下「大学見本市」）への出展に関する参加者の権利義務を定めるものであり、大学見本市に関する JST との契約に適用されます。大学見本市のマッチング支援という性格上、JST が大学見本市の登録に関する個人情報を利用する場合があります。大学見本市における個人情報の取扱、および、それぞれにおける個人情報の利用については、本規約中の個人情報に関する規定および、大学見本市のプライバシーポリシーをご確認ください。

第2条（大学見本市の目的）

大学見本市は、大学等研究機関、国立研究開発法人等（以下「出展機関」といいます。）の研究成果、事業内容、産学連携に係る事業紹介を展示することにより、来場者とのマッチングを支援するものです。本規約は、大学見本市にて展示するすべての出展機関に対して適用されます。

第3条（登録）

1. 大学見本市には、JST が参加を認めた出展機関が登録可能です。出展機関は、JST の指定した方法にしたがって、大学見本市への登録を行うことにより、大学見本市で研究成果や事業等を展示することができます。
2. 大学見本市の登録にあたり、出展機関は、登録情報を最新かつ正確なものとする必要があります。出展機関の登録情報が不正確であったことにより、何らかの損害が生じたとしても JST は、責任を負いません。
3. 出展機関は、大学見本市登録のための ID、パスワード等の情報（以下「アカウント情報」といいます。）を自ら管理する責任を負い、アカウント情報を譲渡、貸与その他第三者に利用させることはできません。
4. 出展機関は、アカウント情報が第三者に漏えいした場合またはその虞がある場合、速やかに JST まで連絡するものとし、JST の指示がある場合にはこれに従うものとしします。
5. JST は、出展機関の担当者の氏名・連絡先等の個人情報を、大学見本市来場者（ウェブサイト閲覧者を含みます。）に対し、両当事者間の直接の協議を可能とする目的で提供することがあります。出展機関は、JST がかかる個人情報の提供を行うことにつき、予め当該担当者の同意を得るものとしします。

第4条（研究成果の展示）

1. 出展機関は、JST が別途指定した要件を満たす研究成果（以下「展示コンテンツ」といいます。）を大学見本市会場に展示するものとし、JST に対し、展示コンテンツを大学見本市の公式サイト（以下「公式サイト」といいます。）上で自動公衆送信し、その一部を大学見本市の広報のために利用することを無償にて許諾するものとし、JST または JST の指定する者に対し、著作権人格権を行使しないことを約するものとしします。
2. 出展機関は、展示コンテンツが会場のみならずインターネット上に公開されることを理解するものとし、①展示コンテンツ中には秘密情報を含めないこと、②展示コンテンツ中に秘密情報が含まれていた場合は、その秘密性が失われることを了承し、同意するものとしします。
3. 出展機関は、展示コンテンツの内容につき、一切の責任を負うものとし、展示コンテンツが、第三者の著作権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を侵害しないことを保証するものとしします。展示コンテンツに関し、第三者と紛争になった場合、出展機関は、自らの費用と責任においてこれを解決するものとしします。
4. 大学見本市での展示コンテンツの展示位置は JST が自らの裁量により決定し、出展機関はその変更を求めることはできません。
5. 展示コンテンツに下記内容を含めることは禁止します。
 - ①JST が別途指定した要件を満たさない内容
 - ②法令等に違反し、またはその虞のある内容
 - ③公序良俗に反する内容
 - ④第三者の権利・利益を侵害し、またはその虞のある内容

- ⑤犯罪を助長し、またはその虞のある内容
- ⑥大学見本市の趣旨に合致しない内容
- ⑦ウィルスその他有害なプログラム、コード、スクリプトを含む内容
- ⑧その他 JST が不適切であると判断した内容

6. JST は、展示コンテンツが前項に該当すると判断した場合は、展示コンテンツの修正、削除、会場からの撤去・退場その他 JST の裁量により適切と思われる措置を講じることができるものとします。JST は、かかる措置を講じたことによる責任を負いません。

第5条（知的財産）

大学見本市の展示コンテンツについての権利は、JST または JST のライセンサー（展示コンテンツに関する出展機関を含みます。）に帰属するものとし、出展機関は、方法または形態の如何を問わず、自らの展示コンテンツを除き、これを複製し、公衆送信その他法で認められる範囲を超えてこれを利用することはできません。

第6条（第三者の権利侵害）

1. 出展機関は、展示コンテンツ及び本規約に基づくその利用（JST によるものを含みます）が、著作権その他の知的財産権、プライバシー権を含む第三者の権利を侵害していないこと、および、関連法令に違反していないことを保証します。JST は、展示コンテンツに関して第三者との間で生じた紛争に関し、一切の責任を負わないものとします。
2. 出展機関が、展示コンテンツを含む、大学見本市の利用に関して、第三者から出展者に対して知的財産権にかかるクレームその他の請求（以下「クレーム等」といいます。）が発生した場合、出展者はただちに JST に対してクレーム等が発生した事実およびその内容を、書面または JST の指定する方法で通知するものとします。
3. 出展機関の展示コンテンツに関して、JST が第三者からクレーム等を受けた場合、JST は出展者に対してクレーム等が発生した事実およびその内容を、書面または JST の指定する方法で通知します。
4. 出展機関は、第三者からクレーム等を受けた場合、それが発生した事実及びその内容を、書面または JST の指定する方法で通知するものとします。
5. クレーム等が発生した場合、JST は、当該クレーム等が解決するまで、対象となる展示コンテンツの展示の停止、その他の当該出展機関による大学見本市の利用を停止することができます。
6. 出展機関は、展示コンテンツ及び出展機関による大学見本市の利用に関するクレーム等を、自らの費用と責任においてこれを解決し、クレーム等が JST の責めに帰すべき事由及びその範囲を除き、かかるクレーム等に関し、JST を防御し、補償し、免責するものとします。JST がかかるクレーム等により、損害賠償等の責任を負担することとなった場合、出展機関は、これを直ちに賠償するものとします。
7. 前項において、JST の責めに帰すべき事由により、JST が責任を負担した場合であっても、出展機関が本条の規定に反し JST にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により、JST が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、出展機関は、JST が負担した責任の全額を賠償するものとします。

第7条（禁止事項）

出展機関は、大学見本市の利用に関し、次の行為を行ってはなりません。

- ①本規約に違反する行為
- ②大学見本市の正常な運営、その他 JST の正常な業務を妨げる行為
- ③大学見本市のコンテンツのリバース・エンジニアリング、その他公式サイト上のコンテンツの構造を解析する行為

第8条（登録の停止・抹消）

1. JST は、出展機関が本規約に違反する行為を行った場合、その他出展機関の研究における不正が発覚するなど出展機関として不適切と判断される事情が判明した場合、JST の裁量において、大学見本市における出展機関

の登録を停止・抹消することができます。この場合、JSTは、出展機関に登録抹消した旨を通知しますが、その理由の詳細を説明する義務を負いません。

2. 出展機関は、自ら大学見本市における登録の抹消・停止を行うことはできません。何らかの理由で登録の抹消・停止を求めた場合、JSTと協議の上、合意により定めるものとします。

第9条（大学見本市の開催期間・場所）

1. 大学見本市開催にかかる各期間は以下の期日までとします。ただし、JSTにやむを得ない事業がある場合、各期間を短縮または延長することができます。各期間の変更に関し、JSTは責任を負いません。

①公式サイト公開期間：2026年7月15日（予定）～12月18日

②大学見本市会期：2026年8月27日～8月28日 於：東京ビッグサイト

2. 大学見本市開催期間終了後、JSTは、公式サイト・大学見本市の展示コンテンツを保管する義務および責任を負いません。

第10条（大学見本市の変更・中止）

1. JSTは事前の予告なく、大学見本市の内容または日程、場所等を変更することがあります。この場合は公式サイトへの公表等JSTの選択する手段によって、可能な限り参加者へ通知します。

2. JSTは運営上の事情、天災地変等の不可抗力、その他の事情により大学見本市を中止することがあります。この場合は公式サイトへの公表等JSTの選択する手段によって、可能な限り参加者へ通知します。

3. JSTは、メンテナンスその他必要な場合、出展機関に対する事前の告知なく、公式サイトの運用を停止することができます。JSTは、定期メンテナンスなど、事前の告知が可能な場合、事前の告知を行うための商業的合理的な努力をいたしますが、これを保証することはできません。

4. 大学見本市の変更・中止および公式サイトの停止により、万が一、出展機関に何らかの損害・不利益が生じた場合であっても、JSTは、その責任を負いません。

第11条（契約の終了）

JSTと出展機関との間の大学見本市への出展に関する契約は、出展機関の登録抹消または大学見本市開催期間の終了により、終了するものとします。

第12条（免責事項）

1. JSTは、合理的な注意をもって大学見本市の運営をいたしますが、大学見本市が万全であることは保証できません。出展機関は、大学見本市の利用に関し、自ら責任を負うものとし、JSTは、大学見本市の利用に関し、出展機関に何らかの損害・不利益が生じた場合であってもその法的根拠の如何を問わず、一切の責任を負いません。また、JSTは、出展機関による大学見本市の利用に関し、出展機関と第三者との間で生じた紛争につき、本規約に違反する場合を除き、一切の責任を負いません。

2. JSTは、大学見本市に展示されたコンテンツおよびそのデータ等の喪失に関し、その法的根拠の如何にかかわらず、責任を負担しません。

3. JSTは、自然災害、感染症、停電、ネットワーク環境のトラブル、来場者による迷惑行為等、JSTのコントロールの及ばない事象に基づき、大学見本市の利用に関し、出展機関に生じた損害・不利益に関し、責任を負わないものとします。

第13条（規約変更）

JSTは、やむを得ない事由がある場合、本規約を自らの裁量により変更することができるものとします。本規約を変更する場合、JSTは、出展機関に対し、JSTが適切と認める方法にてその旨を通知するものとします。

第14条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠し、大学見本市の利用に関し、JSTと出展機関との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026年3月制定